

令和 8 年度 第 6 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和8年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 令和8年9月7日（月） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 2階会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 押条和司朗

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
- 日程第7 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（18名）

2 前田和美	3 高橋忠明	4 石川光男	5 押条和司朗
6 喜井仁志	7 池田忠志	8 篠永賢二	9 星川俊夫
10 河村久仁彦	11 坂上宏	12 眞鍋正敏	13 曾我部清
14 川上國次	15 合田仁	16 村上佳清	17 寺尾悟志
18 鈴木敏也	19 石川武将		

出席農地利用最適化推進委員（23名）

2 石川茂	3 山下宏二	4 森川雅之	5 村上徳久
6 佐藤保之	7 宇高勉	8 鎌倉静夫	9 竹本正行
10 大西久史	11 石川秀樹	12 三宅秀明	13 紀井正明
14 受川清男	16 藤原雅秀	17 鈴木健太郎	18 伊藤浩一
19 高橋藤信	20 越智英樹	21 近藤久美	22 近藤章仁

23 河 村 啓 之

24 竹 内 正 篤

25 山 内 浩 史

欠席委員（1名）

1 大西嘉一郎

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

1 脇 純 樹

15 三 好 昇

出席した職員

事務局長 岩 崎 浩 樹 次 長 三 宅 栄 一 次 長 石川みちる

主 任 大 西 洸 喜

第6回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年9月7日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1 番 大西 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1 番 脇 委員

15 番 三好 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

14 番 川上 委員、15 番 合田 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和8年7月26日解約。

番号2の案件については、令和8年7月28日解約。

番号3の案件については、令和8年8月1日解約。

以上、3件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。受人は申請地に隣接する農地を所有しており、耕作便利のため申請するもので、許可後は水稲と果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は水稲の作付を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4から6の案件については、関連案件であるため一括して説明いたします。番号4から6は売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は果樹と野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4から6番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は7件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一

般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は産業廃棄物処分業等を営む法人ですが、大型ダンプなどを置く駐車場が慢性的に不足しており、事業運営に支障が出ていたことから、既存施設に隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場を建設するもので、申請地は第1種農地ですが、例外許可事由にある既存施設の拡張に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、令和5年頃から駐車場として使用していたため、渡人から始末書が提出されています。

番号2の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいる法人で、現在、同地域で住宅の需要が多いことから、生活環境の整った申請地を譲り受け、建売住宅を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は個人で土木工事業を営んでおりますが、近年、申請地周辺での受注が増加しており、早急に資材の保管場所が必要となったことから、申請地を譲り受け、資材置場を建設するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は紙加工業を営む法人で、今般、事業拡大のため新工場の建設を計画しており、申請地と申請地に隣接する受人所有地6,272.85㎡を一体的に利用して工場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。また、本件は3,000㎡を超える案件であり開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市都市計画課において審査されております。

番号5の案件について、受人は食品の製造・加工業を営む法人ですが、業績が好調で、既存駐車場用地と既存工場施設用地を一体的に利用した工場の建

て替えを計画しているため、既存駐車場の代替えとなる駐車場が必要となったことから、近隣の申請地を譲り受け、駐車場を建設するもので、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人はファミリークリニックを経営しておりますが、開業以来利用者も増加しており駐車場が不足しているため、クリニックに隣接する申請地を譲り受け、駐車場を建設するもので、申請地は宅地化が進み市街地化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は運輸業を営む法人ですが、現在利用している従業員駐車場が、勤務する倉庫から遠方にあり不便であること、また不足していることから、倉庫に隣接する申請地を譲り受け、駐車場を建設するもので、申請地は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 7 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第 5、議案第 3 号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第 3 号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。

証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号１の案件について、７月１６日及び８月４日に現地調査を行いました。

番号２の案件について、７月２９日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

議 長 番号１番について、質疑はありませんか。

委 員 ７月１６日と８月４日に現地確認を行いました。申請者は、これまで農業に従事しており、対象の農地では、水稻や野菜、果樹を栽培し、草刈りや防除などを行い、しっかりと管理されていることを確認しましたので、納税猶予を受ける適格性について問題はありません。

議 長 続きまして２番

委 員 ７月２９日に現地確認を行いました。申請者は、これまで農業に従事しており、対象の農地では、水稻、里芋、野菜を栽培し、草刈りや防除などを行い、しっかりと管理されていることを確認しましたので、納税猶予を受ける適格性について問題はありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第３号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第３号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第６、議案第４号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」に

について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第4号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定5件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、10年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号5について、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号4については、鈴木委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退席を求めます。

（鈴木敏也 委員退席）

議 長 議案第4号中、番号4、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、番号4は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。

議 長 鈴木委員の入室を許可いたします。

(鈴木敏也 委員 入室・着席)

議 長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号4については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。

議 長 では、採決を続けます。議案第4号中、番号4以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 日程第7、諮問第1号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は紙製品の加工及び販売を営む法人で、申出地に隣接する工場が令和8年2月に完成しましたが、将来的に支障をきたさないような建物の管理ができるよう、申請地を工場の敷地として確保するもので、土地の選定については近隣地で複数検討しましたが、申出地以外に選定条件に該当する土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外を申請するものです。なお、既存の農道は用途廃止により払い下げを受け、新設する農道を市へ寄付する予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

 よって、諮問第1号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 （事務報告）

議 長 これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

 慎重なご審議、誠にありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 一同「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （13：55）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 押 条 和 司 朗

委 員 川 上 國 次

委 員 合 田 仁